

平成29年度 国立大学法人奈良教育大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

【1-1】実践的指導力の育成のため、第2期中期目標期間において整備した教職系列・実践系列・教科系列から構成される教育課程を学生の自己評価、卒業生調査などの評価指標を踏まえて改善する。【1】

- ・【1-1-1】平成24年度改組後の卒業生への聞き取り調査やカリキュラムフレームワーク(cuffet)に関する学生の認知状況の調査)を実施・分析するとともに、改正教員職員免許法及び改訂学習指導要領の内容に対応した学部教育課程及びcuffetの改訂案を作成する。【1】

【1-2】課題探究型学習ならびに学生の主体的な学習の促進のため、その基礎となる教養教育の充実、アクティブ・ラーニングの展開、ならびに情報収集・活用・提示に資するICT(情報通信技術)活用能力の向上に取り組む。【2】

- ・【1-2-1】教養教育、各教科の指導法に関する科目、ICT活用能力育成に関わる授業科目についての学生意識調査を実施・分析するとともに、調査結果を踏まえて、教養教育または各教科の指導法に関する科目におけるアクティブ・ラーニング実施のモデルプランの策定、及びICT活用能力チェックリストを作成する。【2】

【1-3】自ら学び続ける姿勢の形成、教職への円滑な移行を促すため、キャリア教育を充実させる。とりわけ学生の実践的指導力の育成のため、地域教育委員会と協働したスクールサポートシステムを整備・拡充する。【3】

- ・【1-3-1】「学校支援実践」の質的・量的充実を図るために、学校インターンシップの新たな実践協力校を増やす方策として、教育委員会との連携を少なくとも1つ追加する。【3】
- ・【1-3-2】スクールソーター1級・2級研修会の中間総括に基づいた改定プログラムを策定する。【4】

【2-1】学士(教育学)として身につける資質能力基準を踏まえ、第2期中期目標期間に作成した成績評価基準とそのガイドラインに基づく成績評価を実施する。また、評価の適切性を平成32年度を目途に検証し、ガイドラインを見直す。【4】

- ・【2-1-1】第2期中期目標期間に作成した成績評価基準とそのガイドラインに基づく成績評価を実施するとともに、授業担当教員へ実施状況調査を行い、成績評価の適切性について点検を実施する。【5】

【3-1】大学院における学修と現職教員研修機能を踏まえ、「学校づくり」の視点に立ち、「養成する人材像」を基に履修コースの点検・整備・拡充を含む教育課程編成を行う。【5】

- ・【3-1-1】専門職学位課程において平成28年度に設定した履修コース（「学びの4コース」）について、自己点検・評価に基づく成果と課題をもとに、奈良県教育委員会等と連携して、教育課程の改善案を作成する。【6】

【3-2】新たな教育課題に対応できる実践的指導力を更に強化するため、平成28年度実施の「実習科目」について、実習の場、期間、学びの成果を中心に点検し、平成32年度を目指して改善する。【6】

- ・【3-2-1】専門職学位課程における平成28年度に開設した「実習科目」について、院生の学修結果、連携校からの評価等をもとに、奈良県教育委員会等と連携して、「実習科目」の改善案を作成する。【7】

【4-1】多様化する学校教育の新たな教育課題にも対応できる実践的指導力の強化・充実のため、平成28年度実施の「実践的科目」ならびに「教育課題探究科目」の内容と編成を点検し、平成32年度を目指して教育課程を改善する。【7】

- ・【4-1-1】「実践的科目」ならびに「教育課題探究科目」について、実践的指導力及び教科等の知識・技能の学修成果と課題を明らかにするために、授業担当者及び院生へのアンケート調査を実施する。【8】

【4-2】地域社会の要請に応える高度な研究力・探究力を有する教員の養成のため、教科の教材開発研究領域、ならびに奈良の特色を生かした「持続可能な開発のための教育」などの教科横断的な教育研究領域などの充実に向けた教育課程の整備を行う。【8】

- ・【4-2-1】「各教科の教材開発科目」及び「奈良の特色を活かした教科横断的科目」について、修士課程の特色化の観点から教育的効果と課題を明らかにするために、授業担当者及び院生へのアンケート調査を実施する。【9】

【5-1】教職修士（専門職）及び修士（教育学）として身につける資質能力基準を踏まえ、成績評価基準とそのガイドラインに基づく成績評価を実施する。また、評価の適切性を平成32年度を目指して検証し、ガイドラインを見直す。【9】

- ・【5-1-1】第2期中期目標期間に作成した成績評価基準とそのガイドラインに基づく成績評価を実施するとともに、授業担当教員へ実施状況調査を行い、成績評価の適切性について点検を実施する。【10】

（2）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【6-1】大学院教育学研究科における実践型教員養成・研修機能をさらに強化するため、平成28年度の大学院改組を踏まえ、平成32年度を目指して専門職学位課程への重点化と修士課程の特色化を図る。（戦略性が高く意欲的な計画）【10】

- ・【6-1-1】専門職学位課程の重点化と修士課程の特色化の主旨を踏まえた専攻・専修案及びカリキュラム案をまとめた。【11】

【6-2】学生が身につけた資質能力について教員や学生自らが確認できるようにするため、教学システム等を活用した学習成果の可視化環境を整備する。【11】

- ・【6-2-1】教育実習の事前・事後指導での全学ポートフォリオシステムの利用に関する推進計画を策定し、その利用を平成27年度入学者に推奨する。そして利用状況及び利用学生の満足度調査を行い、学修上の効果を検証する。【12】

【6-3】実践型教員養成・研修機能を高めるため、附属学校部の下に教育研究連携部会を設置するなど、体制整備を行い、学校現場で指導経験のない大学教員が附属学校等の現場において授業観察、共同研究などの経験を重ねる組織的な取組を行う。【12】

- ・【6-3-1】教育研究連携部会での今後3年間の取組計画案を策定する。【13】
- ・【6-3-2】学校現場で指導経験のない大学教員の教員養成教育に関する資質・能力について調査し、附属学校部と連携して研修プログラムのモデル案を作成する。【14】

【6-4】京阪奈三教育大学の連携により教員養成研修の高度化と質保証、新たな学びに対応できる次世代教員養成及び研修の課題に協働して取り組み、三教育大学連携の拠点の一つである次世代教員養成センターにおいて、各大学の連携拠点が開発したプログラム等を点検実施し、その成果に基づき教員養成の機能強化を進める。特に三教育大学共同により具体的に取り組む課題を重点的に位置づけ、双方向遠隔授業等を活用した教育課程の連携を進め、全国的に活用可能なプログラムを開発提供する。【13】

- ・【6-4-1】学校現場での活用を踏まえた検証・改善を行い、成果の総括とそれに基づくモデル化を実現する。【15】
- ・【6-4-2】本事業を円滑に継続するため次世代教員養成センターの組織整備に着手する。【16】

【6-5】ICT活用、へき地教育等の課題について教員養成課程を有する奈良県内外の大学等との連携を進める。【14】

- ・【6-5-1】へき地教育を課題とする学校を有する市町村と連携し、複式学級や小規模学級指導のあり方等を検討し、今後の連携を通じた取組計画の策定を行う。【17】
- ・【6-5-2】「ICT指導力パワーアップコース事業」の成果を発展させ、ICTを活用した学習教材の開発体制を作り、今後の開発の方針案の策定を行う。【18】

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

【7-1】アクティブラーニングの展開などにより、学生の主体的な学習を促進するため、ラーニングコモンズ等を公開授業、公開講座、学生の学び合いの場などとして活用する。【15】

- ・【7-1-1】ラーニングコモンズ等について、活用方法や実例及び施設利用に関する周知を図るとともに、実施に向けた支援を行う。【19】

【7-2】 学生の情報活用能力の向上及び課題探究力の育成を図るため、ICT設備等を利用した学びを支援するとともに、実際の学校現場でICTを活用した教育や児童・生徒指導を行うニーズに対応したプログラムを開発する。【16】

- ・**【7-2-1】** 学校現場でICTを活用した教育に対応したプログラムを実施し、その取組の評価を行う。【20】
- ・**【7-2-2】** 「教員のICT活用指導力」の向上を図るため、能動的な自学を支援する取組案を策定し、その評価を行う。【21】

【7-3】 学生が主体的に学修活動を行える機会を広く提供するため、京阪奈三教育大学の連携により学生主体の合同セミナー等を継続的に開催する。合同セミナーは、対面セミナーだけでなく、TV会議システムも活用し、学生自身が主体的に企画運営できるよう支援する。【17】

- ・**【7-3-1】** 引き続き合同セミナー等を実施するとともに、前年度実施した合同セミナーや学生企画活動支援事業の課題を整理のうえ、検証を行い、支援事業及び内容の改善案を作成する。【22】

【7-4】 学生に対する経済的支援として、通常の授業料免除可能額に大学独自の財源を配分して授業料免除を実施するとともに、海外の協定大学への派遣留学に際して大学独自の財源で支援を実施する。【18】

- ・**【7-4-1】** 本学独自の支援額を加えて授業料免除を実施するとともに、免除基準該当者に対する実施状況の検証を行い、基準該当者への実施率向上に向けた改善点を明らかにする。【23】
- ・**【7-4-2】** 平成27年度制定した奈良教育大学海外派遣留学生支援奨学金支給規則に基づき、引き続き国際・学術交流基金より派遣留学生に支援奨学金を支給し、派遣留学に向けた支援を行う。また、その効果について調査する。【24】

【8-1】 学部卒業生は70%、教職大学院修了者は90%、修士課程修了者は75%の教員就職率と、奈良県内小学校教員の占有率30%を確保するため、入学から卒業修了にわたる学生への継続的な進路指導により教職への意識を高める。また、教育課程における学びに加え、教員採用試験に向けた支援として、模擬授業、模擬集団面接、模擬集団討論及び模擬試験など各種支援プログラムを実施する。【19】

- ・**【8-1-1】** 中期計画の目標値に近づけるべく、引き続き、卒業・修了年次生の教員採用試験に向けた各種支援プログラムを実施する。【25】
- ・**【8-1-2】** 中期計画の目標値に近づけるべく、学部3回生および大学院生向け教員採用試験対策を実施するとともに、個に応じた対策、学部1、2回生向けの対策を立案・試行する。【26】

【8-2】卒業生・修了者については、奈良県講師就職者の次年度受験や正規採用に向けた支援を強化するとともに、奈良県を中心とする新規採用者の勤務状況等の情報を各種支援プログラムの改善に活用する。【20】

- ・**【8-2-1】**奈良県内の学校訪問等により情報収集を行うとともに、教員就職に関して本学と各学校とを結ぶ窓口設置の計画を具体化させる。また、各種教採対策について「卒業生・修了者特別優先枠」の拡大について検討し、試行する。【27】

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【9-1】入学者の入試成績、入学後の学業成績等の分析に基づき、教職への意欲関心、教職に必要な学力能力を多面的総合的に評価できる選抜方法に向けた改善を行う。【21】

- ・**【9-1-1】**入学者の入試成績、入学後の学業成績のデータ等に基づき、教職への意欲関心、教職に必要な学力能力を踏まえて、引き続き選抜方法の改善を検討する。【28】

【9-2】奈良県教育委員会との協議を継続的に行うとともに、高大接続の一環として地域の高校との連携関係に基づいた学部の選抜方法を検討改善し、地域の教育に貢献する人材を育成する。(戦略性が高く意欲的な計画)【22】

- ・**【9-2-1】**将来にわたり奈良県下の学校教員として活躍する資質と強い意欲を持つ者を選抜するAO入試を平成32年度から導入するための実施要項を作成し、公表する。【29】
- ・**【9-2-2】**教職への強い意欲を持った高校生を育成するため、奈良県教育委員会が実施する高校生版教職プログラムの開発に協力する。【30】

【10-1】平成31年度を目指し、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーを改善し、それに基づく選抜方法を立案し実施する。【23】

- ・**【10-1-1】**ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーの検討を引き続き行い、改訂案を作成する。【31】

【10-2】「教員養成の高度化に関する連携協定」等を踏まえ、地域の大学との連携関係に基づいた大学院の選抜方法を改善する。【24】

- ・**【10-2-1】**「教員養成の高度化に関する連携協定」等による平成28年度、及び29年度大学院特別選抜(推薦入試)で入学した教職大学院生の学業成績の分析を行い、選抜方法等を検討する。【32】

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【11-1】教員養成大学として教育の発展に寄与するため、教育科学、教科教育学、教科内容学及び教科を構成する諸学問の研究分野で、教育の基盤となる質の高い研究を実施し、得られた成果を教員養成、教員研修に還元する。【25】

- ・**【11-1-1】**教員データベースシステムによる教員養成及び教員研修での実践例を把握するとと

もに、教育研究支援機構及び学術研究推進委員会の支援により研究プロジェクトを実施する。【33】

【11-2】豊かな自然や地域文化、多数の世界遺産等を通じた「持続可能な開発のための教育」に関する研究、理数教育ならびに特別支援教育に関する研究など、奈良の地に根差した個性ある学際的研究とそれに基づく教育方法及び教材開発を推進し、得られた成果を教員養成、教員研修に還元する。【26】

- ・【11-2-1】教員データベースシステムを活用し、奈良の地に根差した個性ある学際的研究とそれに基づく教員養成及び教員研修での実践例を把握するとともに、教育研究支援機構及び学術研究推進委員会との連携による研究プロジェクトを実施する。【34】

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【12-1】学長のリーダーシップに基づき、研究成果が教員養成や地域の教育改善に寄与する取組やプロジェクトに研究資源を重点的に配分する等、研究実施体制と研究環境を整備する。【27】

- ・【12-1-1】研究経費における適正な基盤的経費の額のさらなる検討を行う。【35】
- ・【12-1-2】機能強化経費、学長裁量経費を有効に活用しつつ、中期目標・計画や機能強化の実現に向けた重点的配分を実施する。【36】

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【13-1】教育委員会と連携し、現職教員の研修等について大学が組織的に寄与する。とりわけ、奈良県教育委員会との連携により設置している専門部会（英語教育、ICT活用、高大接続）の取組を拡充することにより、教員養成大学として新たな教育課題に率先して取り組む。【28】

- ・【13-1-1】教育研究協働オフィス会議により、構成員と専門部会の情報交換を促進し、検討すべき教育課題について整理する。【37】
- ・【13-1-2】奈良県教育委員会との連携協力に関する協議会の下に設置した、専門部会（英語教育、ICT教育、高大接続、教員研修教育、べき地教育）において教員養成・研修機能強化のための連携事業を実施する。【38】

【13-2】本学の特色や教育研究の成果を生かして、社会や受講生のニーズを反映したテーマ内容とした教員免許状更新講習や公開講座及び高大連携を含む連携事業等を実施する。【29】

- ・【13-2-1】奈良県教育委員会や奈良県内大学等と連携して教員免許状更新講習を実施する。【39】
- ・【13-2-2】本学の特色や教育研究の成果を生かした公開講座を実施する。【40】
- ・【13-2-3】奈良県内高校の教育コースの支援等高大連携の事業を実施する。【41】

【13-3】教育委員会等と連携し、スクールサポートなど学生による教育支援活動を充実させ、地域の公立学校等の教育活動の円滑な実施を支援する。【30】

- ・【13-3-1】奈良市教育委員会と連携してスクールサポーター研修を引き続き実施するとともに、スクールサポーター認証制度を推進する。【42】
- ・【13-3-2】教育委員会等と連携し、スクールサポートなど学生による教育支援活動により、地域の公立学校等の教育活動の円滑な実施を引き続き支援する。【43】

【13-4】人材育成と地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に寄与するため、近隣大学・短期大学ならびに教育委員会と連携協力して、保育士資格取得のための特例科目を平成31年度まで開講する。【31】

- ・【13-4-1】保育士資格の取得特例制度に基づく特例講座を奈良市、帝塚山大学、奈良佐保短期大学と連携して開講する。【44】

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【14-1】社会のグローバル化に対応できる教員の養成に資するため、海外の協定大学等や、東アジアを中心とする高等教育機関と連携し、研究者・大学院生の交流や共同研究事業等を実施する。【32】

- ・【14-1-1】教員養成大学としての特色を生かした本学における国際交流に関する戦略を構築する。【45】
- ・【14-1-2】海外の大学等との国際交流協定について、交流状況を整理し、協定の更新や必要に応じ内容の見直しを行う。【46】
- ・【14-1-3】研究者、大学院生の交流と共同研究を推進するため、韓国の協定大学等との国際シンポジウムを共催する。【47】

【14-2】グローバルな視野を備えた教員を養成するため、海外の協定大学へ学生を派遣するとともに、留学生を受け入れ、本学学生と留学生の交流を活発化させる等、留学支援への取組を充実させる。【33】

- ・【14-2-1】海外の協定大学へ学生を派遣するとともに、留学生を受け入れ、留学生サポート制度、国際交流イベント、地域貢献における日本人学生と留学生の協働、留学生プログラム各種発表会の全学公開、派遣留学生の帰国報告会等を実施し、本学学生と留学生の交流を推進する。【48】

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

【15-1】大学と連携し、学部生・大学院生の教育実習及びスクールサポート等における実践の機会を充実するとともに、教育実習で培う目標に基づき、実習校としての役割を果たす。【34】

- ・【15-1-1】大学の教育実習委員会と情報共有を図り、教育実習における課題を明確にしたうえ

で、実習内容や指導方法、評価に係る指標を作成する。【49】

【15-2】大学及び教育委員会や公立学校などとの教育研究連携をさらに進めるとともに、教育委員会等との人事交流を促進するため、附属学校部のもとに教育研究連携部会を設置するなど、組織的整備を行う。【35】

- ・【15-2-1】人事交流協定の改訂を踏まえ、人事交流の協議と推進を教育研究連携専門部会において検討する。【50】
- ・【15-2-2】学校評議員等の意見を検討し、教育研究連携の充実を図る。【51】

【15-3】大学の附属学校園として幼小中連携を推進し、子どもの発達に応じた教育指導の内容や方法に関わる実践的研究を進めるとともに、ユネスコスクールとしての附属学校園の特色を活かして公立学校のモデル校としての機能を強化し、その成果を広く外部の教育関係者に公開する。【36】

- ・【15-3-1】引き続き、子どもの発達に応じた教育指導等の実践的研究を進めるとともに、発達障害に関する分野や不登校支援などにおいて幼小中連携に関連する分野の実証的研究を進める。【52】
- ・【15-3-2】ユネスコスクールとしての特色を活かした活動やE S Dに係る各附属学校園の取組を附属学校部で取りまとめ、その成果の外部教育関係者への公開に向けて検討を開始する。【53】

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【16-1】学長がよりリーダーシップを發揮し、業務運営を整備充実させるため、事業の進捗状況の把握などを始めとする点検評価等を実施し活用する。【37】

- ・【16-1-1】平成32年度の大学院改組を考慮し、学長補佐（企画担当）を設置する。【54】

【16-2】監事機能を強化するため、監事の業務をサポートする体制を充実する。【38】

- ・【16-2-1】監事業務をサポートする組織を検証する。【55】

【17-1】優秀な事務職員を確保するため、地区別の職員統一採用試験を活用するとともに、他機関との人事交流、外部人材の登用等を促進する。【39】

- ・【17-1-1】引き続き職員統一採用試験を活用しつつ、京阪奈三教育大学事務局機能に関する専門部会における職員相互交流の方向性を踏まえ、人事相互交流実施に向けた検討を促進する。【56】

【17-2】男女共同参画を推進するため、教職員が働きやすい環境の改善に努め、大学教員及び事務職員に占める女性の割合を22%以上とする。【40】

- ・【17-2-1】前年度に引き続き管理職等の女性割合の向上を図るべく、一般事業種行動計画の目標等の周知と理解を促進するなどの具体的取組を検討する。【57】

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【18-1】実践型教員養成機能を強化するため、学校現場で指導経験のある大学教員を20%確保する。【41】

- ・【18-1-1】学校現場で指導経験のない大学教員の教員養成教育に関する資質・能力について調査し、研修プログラムのモデル案を作成する。【58】

【18-2】40歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、教育研究を活性化するため、若手教員の雇用に関する計画に基づき、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員としての雇用を、若手率13.1%以上となるよう促進する。【42】

- ・【18-2-1】平成29年度に補助金雇用が終了する1名の若手特任教員について、平成30年度から承継職員として採用する計画を進める。【59】

【18-3】教育組織に柔軟に対応し、教育を効果的に実施するために、平成32年度を目途に教員組織を再編する。【43】

- ・【18-3-1】平成32年度を目途としていた教員組織の再編を前倒しし、平成29年度中に教員組織の一元化を行う。【60】

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【19-1】企画立案機能など専門性の高い事務組織にするため、人材育成の方針に基づき、多様なSD（スタッフ・ディベロップメント：職員の職能開発）研修等を実施する。【44】

- ・【19-1-1】前年度の研修参加状況を検証し、必要に応じて研修内容等の充実、実施時期等に係る参加者の調整を行うとともに、事務局各課へのアンケート等により本学のOJTの実施状況を把握する。【61】

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためによるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【20-1】受託研究、寄附金その他外部資金獲得のため、これまでの研究成果を地域や社会に発信することで地方公共団体や民間などとの連携を推進するとともに、科研費等の競争的資金獲得に向けて、申請支援体制を強化する。【45】

- ・【20-1-1】これまでの取組を継続するとともに、新規の取組として申請支援に関するワークショップ（1回）及び、アンケート調査によりニーズを把握し新規支援策を実施する。【62】

【20-2】資金運用、スペースチャージ（施設使用料の徴収）の導入などに取り組み、自己収入を増加させる。【46】

- ・【20-2-1】スペースチャージ（施設使用料）を継続して徴収する。【63】
- ・【20-2-2】駐車場入構カード単価の値上げ（単価の倍増）、資産有料貸付基準の見直しを実施する。また、無料公開講座の有料化、資産貸付料単価改定など自己収入増の方策について、財務委員会において検討する。【64】

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【21-1】日常的な節電、節水など、省資源、省エネルギーについて教職員の意識改革に努めるとともに、ペーパーレス化の促進、インターネット入学願書出願システムの導入等により、諸経費を抑制する。【47】

- ・【21-1-1】各種委員会において、ペーパーレス化を推進する。また、財務委員会において、その他経費削減方策を検討する。【65】
- ・【21-1-2】省エネルギー対策として、LED照明器具への計画的な更新を図る。（講義1・2号棟）（平成25年度より年次計画で共用部分の照明器具LED化）【66】

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【22-1】施設設備等を効率的効果的に運用管理するため、施設については、教育研究連携及び地域開放を含めた活用や計画的な維持管理を目的としたスペースチャージを導入し、設備については、再利用と有効活用を促進する。【48】

- ・【22-1-1】スペースチャージ施設利用者へのアンケート調査（効果・要望等）を行い、検証を行う。【67】
- ・【22-1-2】現使用者が使用しなくなった設備の、再使用の促進を図る。【68】
- ・【22-1-3】共同利用設備の利用促進に向けた取組を実施する。（PR、周知等）【69】

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【23-1】点検評価実施方針に基づいた自己点検評価を実施するとともに、認証評価機関の評価結果を大学運営に反映する。【49】

- ・【23-1-1】点検評価実施方針に基づいた自己点検評価を実施する。【70】
- ・【23-1-2】平成27年度に受審した大学機関別認証評価及び選択評価の結果を大学運営に反映するための方策を検討する。【71】
- ・【23-1-3】平成28年度に受審した教職大学院認証評価の結果を検証する。【72】

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【24-1】学生及び教職員によって学内外で実施される教育活動、研究活動、地域貢献活動、国際交流活動等の取組や成果などについて、多様な媒体を活用して積極的に公開する。【50】

- ・【24-1-1】前年度に検討した情報収集・発信方法に基づき、学内外からの情報収集を行い、多様な媒体（広報紙やホームページ、Facebook）を活用して発信する。【73】

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【25-1】キャンパスマスタークリアプランの充実を図りつつバリアフリー、省エネルギー対策を行うために、構内の段差解消及びLED照明器具への更新等を行うことで、安全かつ環境にも配慮した計画的な施設整備を行う。【51】

- ・【25-1-1】省エネルギー対策として照明器具LED化を計画的に行う。（講義1・2号棟）（平成25年度より年次計画で共用部分の照明器具LED化）【74】
- ・【25-1-2】・バリアフリー化整備を推進する。（情報館連絡通路、講義4号棟スロープ整備、附小・附中・管理棟椅子式階段昇降機）【75】

【25-2】施設の予防保全を目的とした防水・外壁改修等、計画的な維持管理を行いキャンパスの長寿命化及び老朽対策を行う。【52】

- ・【25-2-1】予防保全を目的とした計画的な屋上防水改修を行う。（文科棟）【76】

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【26-1】大学及び附属学校において安全なキャンパス環境を維持するため、各種のセキュリティ対策を講じるほか、各種の災害事故等に関するマニュアル等に基づく点検などにより、持続的な危機管理意識を徹底する。また、化学物質等の管理及び作業管理や廃棄物の保管と処理等に関する整備と安全教育を推進する。【53】

- ・【26-1-1】前年度改訂した危機管理・リスク管理マニュアルについて、必要に応じて見直しを図るとともに、ホームページに掲載した同マニュアルについての周知を進める。【77】
- ・【26-1-2】大学及び附属学校において、安全なキャンパス環境の維持のため、引き続き、化学物質等の作業管理、廃棄物処理等に関する設備の点検（局所排気装置定期自主点検1回、作業環境測定2回）及び保守に努める。また、化学物質等について、適正な管理、及びリスクアセスメントを実施するとともに、ホームページ掲載により啓発に努める。【78】
- ・【26-1-3】不審者侵入防御体制に向けた環境・設備のあり方の検討結果に基づき、関係委員会等と調整を図る。【79】

【27-1】情報セキュリティポリシーを検証し、見直すとともに、教育研修等により、情報セキュリティ意識を向上させる。【54】

- ・【27-1-1】情報セキュリティ対策基本計画に基づき、①情報の格付け、取扱区分を明確化し、取扱手順書の整備、②教職員向け研修及びインシデント対応訓練の実施（年1回）、③未受講者向けeラーニングコンテンツ研修の導入、④採用、入学時キャンパスネット

ワークガイダンスの実施、⑤自己点検チェックリストの策定及び自己点検の実施、⑥第3者による外部監査の実施、⑦グローバルIPアドレス管理台帳の更新を行う。【80】

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

【28-1】関係法令、学内規則、倫理方針等に基づいて、適正な法人運営、不正防止等に取り組むとともに、教職員及び学生に対し、法令遵守等に関する研修会等を実施する。【55】

- ・【28-1-1】大学構成員に対し、学内規則や法令遵守等に関する研修会等を引き続き実施する。
【81】
- ・【28-1-2】研究不正防止計画を推進し、コンプライアンス教育の実施、並びに研究倫理教育として教員向け研究倫理セミナー及び学生向け研究倫理教育を実施し、研究費の使用及び研究活動に関する不正防止を図る。【82】

【28-2】研究費の使用及び研究活動に関して、研究不正防止計画を推進するとともに、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を通して、不正防止に努める。【56】

- ・【28-2-1】研究不正防止計画を推進し、コンプライアンス教育の実施、並びに研究倫理教育として教員向け研究倫理セミナー及び学生向け研究倫理教育を実施し、研究費の使用及び研究活動に関する不正防止を図る。【83】

VI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成29年度 予算

(単位:百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	2,516
施設整備費補助金	92
補助金等収入	42
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	16
自己収入	802
授業料及入学金検定料収入	750
雑収入	52
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	48
引当金取崩	0
目的積立金取崩額	22
計	3,538
支出	
業務費	3,340
教育研究経費	3,340
施設整備費	108
補助金等	42
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	48
計	3,538

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額14,451百万円を支出する。

注)退職手当については、国立大学法人奈良教育大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注)組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

2. 収支計画

平成29年度 収支計画

区 分	金 額	(単位:百万円)
費用の部		3,563
経常費用	3,563	
業務費	3,230	
教育研究経費	524	
受託研究費等	22	
役員人件費	55	
教員人件費	1,927	
職員人件費	702	
一般管理費	165	
財務費用	1	
雑損	-	
減価償却費	167	
臨時損失	-	
収入の部		3,541
経常収益	3,541	
運営費交付金収益	2,516	
授業料収益	632	
入学料収益	98	
検定料収益	31	
受託研究等収益	22	
補助金等収益	42	
寄附金収益	21	
施設費収益	0	
財務収益	-	
雑益	52	
資産見返運営費交付金等戻入	96	
資産見返補助金等戻入	29	
資産見返寄付金戻入	2	
資産見返物品受贈額戻入	0	
臨時収益	-	
純利益		△ 22
目的積立金取崩益		22
総利益		0

注)受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注)受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成29年度 資金計画

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	3,587
業務活動による支出	3,370
投資活動による支出	168
財務活動による支出	－
翌年度への繰越金	49
資金収入	3,587
業務活動による収入	3,408
運営費交付金による収入	2,516
授業料及入学金検定料による収入	750
受託研究等収入	22
補助金等収入	42
寄付金収入	26
その他の収入	52
投資活動による収入	108
施設費による収入	108
その他の収入	－
財務活動による収入	－
前年度よりの繰越金	71

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

608,309千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として
借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

附属自然環境教育センター奥吉野実習林の土地の一部(奈良県吉野郡大塔村大字清水199番1及び199番3 151,019m²)を譲渡する。

IX 剰余金の使途

毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、

- ・教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
・ 基幹・環境整備(バリアフリー対策) ・ 小規模改修	総額 108	施設整備費補助金(92) 独)大学改革支援・学位授与 機構施設費交付金(16)

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2. 人事に関する計画

・引き続き職員統一採用試験を活用しつつ、京阪奈三教育大学事務局機能に関する専門部会における職員相互交流の方向性を踏まえ、人事相互交流実施に向けた検討を促進する。

・前年度に引き続き管理職等の女性割合の向上を図るべく、一般事業種行動計画の目標等の周知と理解を促進するなどの具体的取組を検討する。

・学校現場で指導経験のない大学教員の教員養成教育に関する資質・能力について調査し、研修プログラムのモデル案を作成する。

・平成29年度に補助金雇用が終了する1名の若手特任教員について、平成30年度から承継職員として採用する計画を進める。

(参考1) 平成29年度の常勤職員数 217人
また、任期付き職員数の見込みを 15人とする。

(参考2) 平成29年度の人件費総額見込み 2, 401百万円

別表 学部の課程、研究科の専攻等名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数

学部及び大学院

	課程及び専攻	収容定員
教育学部	学校教育教員養成課程	1,020人 (うち教員養成に係る分野1,020人)
大学院 教育学研究科	人間発達専攻	18人(うち修士課程18人)
	教科教育専攻	72人(うち修士課程72人)
	教職開発専攻	50人(うち専門職学位課程50人)

附属学校

名称	収容定員	学級数
附属小学校	540人	18
附属小学校(特別支援学級)	24人	3
附属中学校	480人	12
附属中学校(特別支援学級)	24人	3
附属幼稚園	144人	5